

献呈の辞

本法学部では、本年3月に5人の先生がご定年により退職されます。本学へご入職されました順によりご紹介させていただきますと、前嶋孝教授、古川純教授、高橋清徳教授、高木侃教授、小出鎧一教授です。専修大学法学会は、定年で教壇を去られる5人の先生より、専修大学ご在職中の研究と教育などにおいて賜りましたご功労に対し感謝の意を表するため、ここに「専修法学論集114号」をご退職記念号として編集し、献呈させていただくものであります。

これまで賜りましたご功労を振り返りますとき、5人の先生に対しまして即座に脳裏に浮かんでまいりますのは、いずれの先生もご自分のお仕事に生涯の情熱をもたれたというだけではなく、むしろ日々にその情熱を深めてこられた、という思いであります。先生方のご足跡からお受けしますこの感慨の、せめて一斑だけでもお示しすることができればと念願しつつ、各先生のご功績につきましてやはりご入職の順番に従いながらご紹介させていただきたく存じます。

前嶋先生は本学経済学部を卒業されました後、順天堂大学体育学部の助手となられ、その間に同大学大学院体育学研究科修士課程を修了されました。そして昭和52年に本学法学部の講師に着任されまして、これまで本学で35年の長きにわたり体育学のご研究と保健体育科目などの教育に邁進されました。先生がこのご尽力の中で、情熱を加えられてゆく軸とされましたのは、スピード・スケート選手の育成でした。この軸を中心とした先生のご研究と実践の成果は、本号の巻末に掲載

させて頂いた業績一覧が自ずと示す通りであります。ここでは全くの素人である筆者の印象に残ったその一端だけを紹介させていただきます。先生は従来一般に説かれていた「着氷した片足のスケートに体重を乗せ、他の片足のスケートでなるべく長い時間これを押す」のがよいとするスケートの滑走法について、着氷したスケートに体重を乗せた後これを押すのであるから、安定感はあるが脚を伸展するスピードは半減すると評価され、「脚の伸展力を有効にスピードに生かすためには、片脚のスケートによって体重が支えられるのは、‘ける’脚の力が氷に加えられた後にすべきである」との洞察のもとに、オフシーズンもこの極限の滑走法を練習できるようにと、ローラー・スケートによるトレーニング法まで考案されました。

更に先生は、標高1500mのダボス（スイス）で行われたワールドカップ大会のため選手に帯同した経験から、高地での滞在が呼吸循環機能にもたらす良い影響を低地トレーニングでも実現できる方法はないかとの発想を推し進められ、遂に気圧は常圧のままで空気中から酸素を抜き取り窒素を加えることにより酸素分圧を標高2000m相當に下げた日本初の「常圧低酸素室」を試作・運用するに至り、しかも初めの内はそこに滞在する選手の様子を見守るために徹夜の付き添いをしながら、これを利用・発展させて選手の記録向上に努められました。そのご努力から、ワールドカップや世界スプリント選手権更には冬季オリンピックで輝かしい成績を収め、その後も著名な社会人として活躍されている、世に誇りうる数多くの「専修人」が輩出されましたことは、まだ記憶に新しいところでありますし、より広くはわが国にとって世界のスピード・スケート競技の発展のために寄与されてまいりました。

先生はまた学内でも、社会体育研究所長や体育部次長、就職指導委

員会委員や学生部委員、教養課程委員会委員など数多くの役職を務められ、本学の運営に貢献されました。これらの情熱あふれるお仕事に深い敬意を表させていただきますとともに、これからもご健闘で更なる探求の道を進まれまして、後進の者への道標をお示し続けられますように、心より祈念するものであります。

古川先生は、東京大学法学部を卒業されて助手となられ、前任校で教授までのポストを歴任されまして、昭和63年に本学法学部の憲法担当教授としてご着任くださいました。そして平成16年から22年までは本学に設置された法科大学院の憲法担当教授も併任されまして、今年度に法学部教授として定年を迎えられました。従いまして本学で憲法の教育に邁進され、また憲法学のご研究の進展と完成に取り組まれた期間は、24年を数えることになります。この間に先生は、法学部長・法学研究科長・社会科学研究所長などの要職を歴任され、更に学内委員としても21世紀構想会議委員・専修大学基本政策検討会議委員・戦略会議委員・法科大学院準備委員会委員・法科大学院開設委員会委員など、本学の大きなビジョンに関わる委員をお引き受けくださり、そしてもちろんこの外にも、本学の運営に関わる委員として、図書館委員会委員・教養課程委員会委員・教員資格審査委員会委員・国際交流センター委員会委員・社会知性開発センター運営委員会委員・同研究員なども精力的にお務めくださいました。本学や本法学部の発展のために、先生から賜りましたこれら奮迅のご尽力に対し、まず心よりの感謝を申し上げさせていただきます。

先生が物事にどれほど精力的に立ち向かわれるかは、今ご紹介させていただいた本学でのご経験が十分に物語っていますが、それ以上に先生の憲法学の研究では深い情熱に基づけられた巨大なエネルギーの爆発を感じずにはいられません。それは例えば、先生が初めての論

文集として公刊されたご著書「日本国憲法の基本原理」を一読すれば、直ちに得心される印象だと思います。ここでは筆者が最も心に残したい文章だけを引用させていただきますと、先生は本島長崎市長銃撃テロ事件に関して、こういわれています。「われわれは、かつて人の命を奪うテロによる恐怖をバネにしてある特定の意見を押し通した歴史を知っている。その結果、社会に多様で多元的な意見、とりわけ体制=大勢を批判する少数意見が表明されなくなり、社会全体がセメントづけのように同質化して軍国主義・超国家主義におおわれ、国が無謀で無意味な侵略戦争への道を歩んでついに破滅を迎えたことをよく知っている。日本国憲法の人権保障は、こうした歴史を踏まえてとりわけ少数者の思想・言論の自由の保護を意味するものと理解されなければならぬのであるが、しかしヴォルテールがかつて言ったとされるフレーズ—『わたしは、お前のいうことに反対だ。だが、お前がそれを言う権利を、わたしは、命にかけて守る。』—が自由の本当の意味として定着していかなければならないことを、本島長崎市長銃撃テロ事件は示したのではなかろうか。また共著として公刊された「有事法制批判」の中には、先生の軍隊に対する諸々の見解を支える原点とも思われますものがこう記されています。「最も保護すべき肝心の国民を置き去りにして軍隊が行動し、しかし最後にはその国民を盾にして軍人が先に逃げ出した戦争末期の中国大陆の『皇軍』の履歴はそう簡単に忘れ去られるものではありません。」「軍隊というものは結局、国民を保護しないばかりでなく、自己の安全を最大価値として、国民を平然と自らの手で犠牲にする組織でもあるというべきではないでしょうか」。これらの文章に現れる深い情熱からどんなエネルギーッシュな著作・論文等が生み出されたかは、本号の巻末に掲載させて頂いた業績一覧に譲らせていただきます。先生にはどうかこれからも、不断

の情熱をもって、広く言論界をリードし続けられますように、念願いたします。

高橋先生は東北大学法学部を卒業されまして助手となられ、前任校で教授を15年間務められました後、平成10年に本学法学部の西洋法制史担当教授としてご着任くださいました。従いまして本学法学部で教育と研究に精励されましたご在職期間は14年となります。そしてこの間、平成17年には京都大学からの博士号授与という栄誉に浴され、また同年より1年間は本学の長期在外研究員としてフランスへ留学され、ご研究を深められました。歴史家としての先生が、広い視野と丹念な探索で積み上げられてこられました珠玉の論稿は、本号の巻末に掲載させていただいた業績一覧に燐然と並び立つところですが、ここでは門外漢である筆者が幾つかでも知りえたご功績のごく一部を、拙いながら紹介させていただきたく存じます。

先生が博士号を取得された著書「国家と身分制議会—フランス国制度研究—」は、東北大学法学部で助手となられ、3年後に提出された助手論文を基にして積み上げてこられた一連のご研究の集大成として公刊されたものです。先生がこの著書でなされているのは、フランス絶対王政成立過程の法・制度史学からの究明ですが、それをめざす理由についてこう説明されています。「わが国における絶対王政研究は長い伝統をもっている。(中略)ところが、その研究は、主として経済史学の領域のそれであり、法・制度史学の領域からは、ほとんどとりあげられてこなかった。しかしながら、『絶対王政』は、歴史上一つの独自な国家権力構造をもち、封建国家、近代国家と並んで、そのあらゆる側面からの研究を要請している。そして、それが、何よりもまず権力構造の問題であることによって、法・制度史学の領域からの研究を不可欠としているのである。」「経済史学の領域における絶対王

政論は、当然のことながら、その経済的基礎に注目する。(中略) しかししながら、周知の通り、この際注意されなければならないのは、この経済的基礎と権力構造との関係、それらを下部構造、上部構造と呼ぶとすれば、その両者の関係である。これら両者は『究極的には』前者が後者を規定すると考えるとしても、おそらくは直接的関係にあるものではなく、多くの場合、その間に、幾重もの媒介項を入れて考えられなければならないと思われるのである。ところが、この媒介の論理は、経済史学の領域からは、現在のところ充分には明らかにされておらず、右の『究極的には』の意味も実は、それほど明らかなものではないのである。絶対王政の成立の場合においても、事態は同じである。そこで、これを考える際、経済史学のこのような方法の当否はともかくとして、このような関係の両者の一方である権力構造に、法・制度史学的分析を加え、それの一応の結論をふまえて、そこから問題を出してみるのもまた有効であろうと思われるのである」。先生は自ら設定されたこのような大きなプログラムを、深い情熱に動かされて一歩一歩実現されてこられたわけです。

先生はまた、学内委員につきましても、ご着任と同時に図書館委員会委員となられ続いて三期お務めになり、その後も法科大学院設置準備委員会委員、法科大学院開設委員会委員、教員資格審査会委員などをご歴任くださいました。先生の不動な情熱に裏打ちされたご研究と、堅実に委員の職責を全うされてこられましたお仕事に対し、敬意と感謝の念を表させていただきますとともに、大きなプログラムの更なる前進のために、これからもご健在であられますことを衷心より祈念いたします。

高木先生は中央大学法学部から同大学法学研究科修士課程に進まれまして、日本法制史研究に生涯の道を定められました。前任校で教授

を13年間務められまして、平成14年に本学法学部に日本法制史担当の教授としてご着任くださいました。従いまして、本学法学部で日本法制史の教育と研究にご尽力くださいました期間は丁度10年ということになります。この間に先生は、大学院法学研究科長を二期お務めになりましたほか、図書館委員会委員・出版企画委員・国際交流センター委員会委員・戦略会議委員・社会知性開発センター研究員などの重要な委員をお引き受けくださいました。まずこのような本学の運営へのご貢献に対し、厚く御礼申し上げます。

先生のご著書「縁切寺満徳寺の研究」によりますと、日本法制史研究の中心を、近世離婚法に定められたことは、自然な成り行きであったようです。先生のご祖父のご実兄が「江戸時代制度の研究」という書物を著わされた学者でいらしたこともあり、近世法制に漠然と興味を抱かれていたところに、修士課程の指導教授から先生のお住まいより至近距離にある満徳寺の研究をテーマとして与えられ、爾来近世離婚法の研究を続けてこられました。先生はこの修士課程1年次在学当時に、忽然と啓示された道ができるだけ先へと進むことが、生涯の課題であると迷いなく悟られたようです。もう一つの大著「縁切寺東慶寺史料」にも、おそらくその時期に既にもたれていた大きな見通しがこう記されています。「縁切寺の制度・機能を明らかにすることは、近世離婚法の研究における主要な課題の一つである。もともと離婚法の研究が、一つは離縁状を、他は縁切寺を素材としてなされてきたことに由来するが、それのみならず、離縁状からだけでは把握しえない当時の離婚実態の種々相が、むしろ縁切寺に持ち込まれた離婚紛争に如実にあらわれているからである。駆入りとその紛争解決を通して、内済離縁にみられる私的紛争の処理、東慶寺の権威による寺法離縁のありかたと最終的に公的裁判である寺社奉行（幕府権力）の援助によ

る離婚、そこに関わる寺役人・飛脚・御用宿や地縁・血縁関係者、とりわけ縁切寺の対応とそれへの期待、あるいは縁切寺そのものの存在の意味など、当時の庶民の法意識をはじめとする、近世法制史の根幹に通ずる問題解明に多大の示唆を提供してくれるからである」。この見通しが正しかったことは、本号の巻末に掲載させていただきました業績一覧が自ら示すところです。

先生の特筆すべきもう一つのご功績として、ご自身の近世離婚法のご研究の成果を広く社会一般の人に知らしめようとした、情熱にあふれるご活動があります。難解な歴史研究を平易な仕方で世に知らしめるには、大変なご努力を必要としたと思われますが、先生は満徳寺資料館館長をされながら、一般読者向けの新書版の出版や、新聞・雑誌への署名記事の掲載、対談や座談の公表、そしてテレビ・ラジオへの出演と、文字通り八面六臂のご活躍をなさいました。先生の教育と研究面での成果に加えまして、この面での成果にも心からの敬意を表させていただきますとともに、これからもご健勝にて存分のご活動をお続けくださいますよう心より希うものであります。

小出先生は東京大学法学部を卒業されて直ちに司法修習生となられまして、以後は東京地方裁判所を初めとして（任官されてすぐにイエール大学ロースクールに留学され修士課程も修了されています）、最後に名古屋高等裁判所でご退官を迎えるまで40年間にわたり裁判官の重責を全うされ、平成18年に本学法学部の刑事訴訟法担当の教授にご着任くださいました。従いまして、豊富な実務経験を基礎に、本学法学部で刑事訴訟法の教育と研究にご専念くださいましたのは、6年間となります。先生の実務経験は学部学生だけではなく法科大学院生にも貴重なものであります。そのことは先生が法科大学院におきまして、その専任の先生にも匹敵する授業コマ数を担当された事実か

らも顕著であります。労を厭わられない先生のお人柄に甘えまして、多くのご負担をお願いしましたことにつきお詫び申しますとともに、快くお引き受けくださいました先生のご厚情と学生・院生へのご愛情に対し、心よりの感謝を申し上げる次第です。

先生が40年間のほとんどにわたり担当されてきた刑事裁判に、どれほど渾心の力で立ち向かわれてこられたかは、先生の重厚な体験記からも十分に読み取ることができます。「刑事事件の大部分は自白事件であるが、しばらく刑事事件を担当していると、自ずと、そのような自白事件の中には、真摯に反省しすべて包み隠さず供述するという自白が含まれており、そのような自白から、信用性についての特徴を体験的に把握するようになる。そのような供述は臨場感に溢れ、その供述に添って追体験してみても、その心理状況を含めて自然に十分に了解、納得できることを体験する。真に信用性に富む供述中には、それが体験に基づくものであることを示す特徴的な事実が必ず含まれていることに気付く。それは、人がある行為をするときには、常に、その行為に伴う心理が湧き起っており、それが自然に供述の中に含まれてくるという点である。それとともに、判断者にとってはどうでもよいような細かい事実も、自然に供述中に取り込まれてくるという点である。このような真実性の高い供述に接して吟味する機会が与えられることは、実務法曹にとっては掛け替えのない経験になる」。しかしながら他方では「供述者が虚偽を平然と述べていることが分かることがある。そのような場合、どうしたらそれが見抜けたのだろうか、なぜすぐに見抜けなかつたのであろうかと考えさせられる。虚偽であることのその徵表が必ず供述内容自体や供述態度等に現れているはずであり、注意深く対処していれば必ずこれに気付くはずである。どこに目を向ければ、これに気付くことができたのであろうか。そういう観点から

速記録や供述調書を再検討すると、その供述には自ずと色々な特徴があることに気付かされる。そして、そのような経験を重ねることにより、虚偽供述の特徴や真実を述べている供述の特徴が体験的に蓄積されていき、別の事件で同様の供述に出会ったときに、注意信号が点灯し、仮説・検証の作業が開始されることになる」。先生が積み重ねてこられた実務経験の貴さに、髣髴とさせられる思いがします。

先生の公正なご人格と貴重な実務経験は、直接に先生の警咳に接する機会をえた本学の学生・院生に多くの教えを授けました。心からの謝意を表したく存じます。最後に昨年秋の叙勲でお受けになられたご栄誉への慶賀を申し上げますとともに、これからもお体を大切にされ、法曹界全体に対しての指針を示し続けられますよう切に希望するものであります。

定年というやむを得ない制度によるとはいっても、こうして5人の先生のご情熱が本学法学部から失われることになります。また、末尾にしかも言及の域を出ない記述で失礼かとは存じましたが、あえてご紹介させていただきますと、国際政治学の教育と研究に全力を注いでこれまでました石川一雄教授も、一身上のご都合により定年を1年残されまして、本年3月をもって依願退職されます。6人の先生のご退職を前にして、私は本法学部の輝きが薄れるような寂しさを感じております。今は残される法学部スタッフ一同が、6人の先生から賜ったご功績を受け継いで、その導きの灯りに従い更に前進してゆく努力をここに誓いまして、本論集の献呈の辞とさせて頂きます。

2012年2月吉日

専修大学法学部長 坂本武憲